

[事案 2022-270] 契約者貸付無効請求

・令和 5 年 4 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

契約者貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 51 年 12 月に契約した定期保険特約付終身保険について、契約者貸付の手続をした覚えはないため、契約者貸付を無効としてほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人からコールセンターに連絡があり、満期保険金のうち 15 万円を払い出したいとの申出があったが、本契約は満期保険金がある契約ではないことを説明したところ、契約者貸付を申し込むことになったため、手続書類一式を郵送した。
- (2) 申立人から手続書類が返送されてきた後、営業所長が電話にて貸付の意思確認を行っている。
- (3) 契約者貸付の手続後、申立人に貸付金が記載された文書を送付しているが、貸付金について、特段申出を受けることはなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付手続時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。